

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改 正 後	改 正 前
（連結株主資本等変動計算書の区分表示） 第七十一条（略） 2 連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。	（連結株主資本等変動計算書の区分表示） 第七十一条（略） 2 連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。